



伊東MPS 便い

“出会いと別れ”

春の訪れとともにマリンレジャーシーズンがやってきましたが、春は出会いと別れの季節でもあります。

伊東MPSでは、中川、小野寺、荻野の3名が離れて行くことになり、4月以降は居残りの渡邊と佐野新係長、小林新係官の3名新体制で気持ちも新たに頑張っまいりますので、引き続き宜しくお願い致します。

新旧交代は人だけではありません。既にご存知の方もおられると思いますが、3月23日、監視取締艇「ぽらりす」が新旧交替となりました。

平成14年10月の伊東MPS開設に伴い、小笠原海上保安署から配属替となった監視取締艇「ぽらりす」は、14年半の長きにわたり、伊東、熱海の海を中心に海難救助等の現場の最前線で活躍しましたが、建造から約32年、老朽化が著しいことから、この度、後継艇にその名と任務を託すこととなりました。共に頑張ってきた旧「ぽらりす」の引退は寂しい限りですが、旧「ぽらりす」の意は新「ぽらりす」に引き継がれ、伊東、熱海の海の安全を守るため、伊東MPS職員とともに**人船一体**となって業務に邁進していく所存です。

今後とも宜しくお願い致します。



“平成29年度「海の安全運動」”

海上保安庁では、今年度も海難防止を目的とした「海の安全運動」を実施します。

間近に迫ったゴールデンウィークは、マリンレジャーが特に活発となることから、この**4月19日から5月7日までのゴールデンウィーク期間**を重点期間と定め、積極的な安全啓発活動を実施します。

ヨットやクルーザーなどの小型船舶に乗船される皆さんは、船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する遵守事項を守り、安全で事故のないマリンレジャーを楽しみましょう！

【遵守事項】

- ・ 酒酔い操縦等の禁止（飲酒、薬物、病気、過労等の影響で正常な操縦ができないおそれ）
- ・ 有資格者による自己操縦（水上オートバイは全ての水域、ボートは港則法の港内及び海上交通安全法の航路内）
- ・ 危険操縦の禁止（遊泳者等付近での疾走、急回転、縫航）
- ・ 救命胴衣等の着用義務（船室外の甲板上では、原則ライフジャケットの着用義務化）
- ・ 発航前の検査の実施（燃料、オイル、バッテリー等の点検、気象水路情報等の収集）
- ・ 常時適切な見張りの実施（周囲の水域の状況、他の船舶の動向等）

“ライフジャケットの着用義務範囲拡大”

平成30年2月1日以降、小型船舶のライフジャケット着用義務範囲が拡大され、船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります！違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！また5点以上で免許停止の対象となります。（※平成34年2月1日から違反点数の付与開始）

ライフジャケットの常時着用をお願い致します！

また膨張式救命胴衣については、昨年の未膨張事案を踏まえ、炭酸ガスボンベが使用済みでないか等の事前点検を確実に実施していただきますようお願い致します。

ライフジャケットは、万が一の事故の際、自分の命を守る最後の砦です！

